

第一百二十三回 参議院商工委員会議録 第七号

平成四年四月十六日(木曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

四月十五日

辞任

吉田 達男君

四月十六日

補欠選任

肥田 美代子君

出席者は左のとおり。

委員長

梶原 敬義君

理事

山田 健一君

岩本 政光君

中曾根 弘文君

松尾 官平君

福間 知之君

委員

井上 計君

秋山 鑑君

合馬 寛之君

倉田 文夫君

前田 熊男君

山口 光一君

鴨山 梶原 敬義君

肥田 美代子君

市川 正一君

古川 太三郎君

政府委員	通商産業大臣官房長	内藤 正久君
通商産業大臣官房総務審議官	通商産業大臣官房総務流通審議官	渡辺 修君
官房商務流通審議官	官房商務流通審議官	渡辺 修君
通商産業大臣官房審議官	通商産業大臣官房審議官	中田 哲雄君
通商産業省立地公害局長	通商産業省立地公害局長	鈴木 英夫君
通商産業省機械情報産業局長	通商産業省機械情報産業局長	熊野 英昭君
資源エネルギー庁公益事業部長	資源エネルギー庁公益事業部長	川田 洋輝君
事務局側	常任委員会専門員	小野 博行君

本日の会議に付した案件

○計量法案(内閣提出)

○計量法案(内閣提出、衆議院送付)の一部を改正す

○特定債権等に係る事業の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩本政光君)

ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十五日、吉田達男君が委員を辞任され、その補欠として肥田美代子君が選任されました。

○委員長(岩本政光君) 計量法案を議題といたしま

ます。本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。
○福間知之君 まず、大臣に、この計量法の審議に際して、冒頭一、二お伺いします。

この法律の目的、さらには今回全面的な改正が行われるということによる国民生活に与える影響というものについてお伺いをしたいわけだけれども、現行法におきましても法の目的について、適正な計量の実施あるいは経済文化への寄与という点がうたわれております。

しかし、国民生活の安定、消費者の利益保護については言及されていないのであります。だが、このことは極めて重要なことだと考えますので、今回の目的規定にやはり明記をすべきではなかつたかなと思うのですが、それは必要ないと考えられた理由は那辺にあるのか。また、今回の全面改正で国民生活に大きな影響を与えることになると思つわけですから、今回の法律の改正規模の大きさを考えますと、国民生活に混乱を招来するような懸念がなきにしもあらずだといふにも思われます。そついう懸念はないのでございましょうか。

以上、お伺いをしたいと思います。
○国務大臣(渡部恒三君) 先生のただいまの御質問、大変重要なことでございます。
今回の法改正は、経済社会の変化に対応して時代に即した計量制度の構築を行つたため、国際化、技術革新への対応及び消費者利益の確保の三つの視点に基づいて、広く計量法全般にわたり見直しを行うものであります。

具体的には、第一に、計量単位について国際的な整合を図るための措置を講じ、第二に、一定水準の製造・品質管理能力を有すると認められた指定期造事業者の製品については検定を免除する制度を導入するなど、計量器に関する規制の一層の合理化を図り、第三に、計量器の校正に用いられる計量標準を国から産業界に確實に供給し、かつ、国とのつながりを対外的に証明する制度を創設することとしております。

今後は、計量単位を取り扱う業界、検定などに従事する機関への影響なども十分に踏まえ、円滑な制度運営に努めるとともに、改正内容の周知徹底を図るべく国民へのPR活動などを積極的にしてまいります。

また、御指摘の国民生活の安定及び消費者利益の保護については、目的規定の文化の向上に含まれるためあえて明記はしておりませんでしたが、今回の法改正に当たっては消費者利益の確保に十分な配慮をいたしております。
○福間知之君 これから法の運用面で、今指摘された、また説明された精神を十分ひとつ尊重して遺憾なきを期していただきかなきやならぬと思うんです。法文にうたつてある、うたつていいは二の次としましても、今申されたことはまことに結構だと思うんですが、その精神で運用に当たつては十分配慮を願いたいということを要望しておきたいと思うんです。
ところで、計量法というのはもともと何かわかりにくいくと、こういう気がするわけでございますね。当局の皆さんも専門官でなかつたらなかなかこれわからんないと。大臣は言うに及ばずとは言ひませんけれども、私自身もかく言いながらもなかなかわかりにくいく。したがつて、そもそも計量法の体系が非常に複雑でござりますし、さらにはまた、関係省令にゆだねるところが多いということもわかりにくさを加重しているんじゃないかなという気がします。
例の計量行政審議会ですか、ここにおきましてもその答申の中に、法令条文の簡素化に努めるべきだという趣旨がありますし、計量法のわかりやすい実施ということに留意をしろと、こう指摘

されているわけです。この法律案で、政令委任条例が先ほど言ったようにやっぱり多いんですね。今度の改正案でも、そうすると、この法律全体の具体的なイメージといいますか、そういうものが少しあかりにくくなつておるよう気がするんです。

そもそも、この法律の中身が、かなり技術的な側面が多くございますからそういう理由はあるにしても、生活への影響というようなものが重視されなきやならぬという観点からいいうならば、やっぱりもう少しわかりやすくこの法律自体をするべきではないのか。これは今までの改正の都度指摘されてきたことでもございますが、今回は全面的な改正ということでもあるし、そういうわかりやすさという点についての配意はなされたのかどうか。なされたとしたら、今までの法律でこうだつたけれども今度はその点はこうなったと、具体的に言うことができる箇所があれば教えていたい。

おっしゃるとおり、なかなかわかりにくい専門的な法律であります。私も、この法律がいかに重要なかということをやつとわかったところで、この計量法は国民生活全般に関係する法律であることから、わかりやすい法律にすることがまさに先生御指摘の何よりも重要であるということを考えまして、法律改正作業を行つてまいりました。このため、全文改正という形をとり、条文の整理や簡素化のための改正もあわせて行うなど、できる限りの努力を行つてまいりました。

しかしながら、今先生が御指摘のように、内容が技術的、専門的であり、規制内容を厳密に規定する必要があることなどのために、法律が大変複雑なものにならざるを得ない面があることは先生が説明して、関係者への周知が徹底するようなPR活動に努めていくことが何よりも大事であると考え、今先生から御指摘のありましたように、法律の施行に当たっては法改正の内容をわかりやすく説明して、関係者への周知が徹底するようPR活動に努めていくことが何よりも大事であると考

えております。私なども専門的な知識はない方に属する方ですから、せめて政令等を出す私が十分わかる内容であれば大部分の国民の皆さんにわかつていただけるんじゃないかなと考へておるところですが、まさに先生御指摘の点は大変重要でございますので、この点をしっかりと今後の施行に当たつては念頭に入れて努めてまいります。

つ見ましても、これ通産省からちようだいしてい
るんですが、恐らく今国会で出されている各種の
法律の中で一番これ分厚いだろう、こう思ふんで
すね。局長も今答弁されましたように、政省令など審議会の意向も反映してやるおっしゃっていい
ますが、ぜひひとつわかりやすい表現を使って
ただくことが必要であろう、こういうふうに思ひ
ます。

に九千万円程度の予算をあわせて御用意をいたしております。また、いろんな計量関係の団体もござりますので、こういう団体の御協力も得ていろいろ広く国民にPRをしてまいりたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君)　ただいま大臣から申上げましたように、今回の法改正に当たっては一生存懸命で生きるだけわかりやすいということに努めたりではありますけれども、そういうことで、例えば条文の整理等も、旧法では二百数十条にわかつておりましたものをこの改正法におきましては附則を別といたしまして百八十条程度に整理をしております。それから、規定につきましても、できるだけわかりやすいようにとっておこしで、わかりにくく規定は書きかえたり、あるいは条文をまとめて整理をしたり、そういうこともしましたところでございます。

民に対するP.R.ですね。これがやはり大事だと思うのでお聞きをしたいんですけども、この計画案が提出されるまでの過程におきまして、いわゆるS.I.単位に関連した一部の報道記事等において、熱量単位がカロリーからジユールにかわつて、食事管理が困難になる可能性があるとか、あるいは体重の単位がキログラムからニュートンになれる、リンゴのニュートンのようですがれども、などの報道がなされたことがありました。国民の中には計量法案をしたがって誤解をしているというふうな懸念も感ずるんです。

こういう状況に加えまして、先ほど言つたように、どいいわけりにくさが法案にあるのですかね、問題は法案成立後の国民各層に付する十分なる理解を図らなければなりません。

步のテンポが早うございます。したがいまして、そういう意味におきまして、どうしても技術的な基準でありますとか技術的事項など手続事項等につきましては、社会情勢、技術革新の変化に柔軟に機動的に対応していくために政省令へ委任せざるを得ないところが出てくることもぜひ御理解下さい。

周知徹底の活動といつものが必要だ。本法審議期間が一年六ヶ月を超えない範囲という長い周知期間を置いておることもそういう趣旨だろうと思うのでござりますけれども、局長、これ具体的なPR活動は今どういうふうな手法を考えておりますか。

○政府委員(熊野英昭君) 今回の改正は、先ほど大臣から全般的な御説明を申し上げましたように、計量単位でありますとか、計量器の規制方法の見直しを目的としておりますので、広く国民各層への影響が予想されます。したがって、PRが大変重要になってくるわけでありますけれども、そのPRにつきましてはパンフレット、ポスターなどを配布するとか、あるいは各地域での講演会

○政府委員(熊野英昭君)　今回の改正は、先ほど大臣から全般的な御説明を申し上げましたように、計量単位でありますとか、計量器の規制方法等の見直しを目的としておりますので、広く国民各層への影響が予想されます。したがつて、PRが大変重要なになってくるわけでありますけれども、そのPRにつきましては、パンフレット、ポスターを配布するとか、あるいは各地域での講演会等を実施するとか、そのために一般会計の予算も一千万円を用意しておりますし、地方公共団体で

らうなり、その執筆者に十分御説明し、あるいは当該報道された機関にそういう対応をしてまつてゐるところでござります。したがつて、今御指摘の例えは体重がニュートンになるといううなことはないわけでありますて、体重というのはあくまで質量でござりますから六十キログラムの体重は六十キログラム、こういうことでござります。

○福岡知史君　局長、それと関連して、これ文部省に聞くべきことなんですが、きょうは文部省をお呼びでいませんので、通産当局としての見解をお聞きしたいんですけれども、いわゆる教育面における周知徹底についてどういうふうに考えるかとお聞かせください。

今、こしと以降ですか、実施される教科書検定基準におきましても、「計量法」に規定する計量単位の中における国際単位系(SI)の単位がある場合には、原則としてこれによること」と検定基準ではされていよいよあります。しかし同時に、「特定の目的に慣用上又は学術上認められる単位で、計量法の規定に抵触していないと認められるものは用いることができる」、こういうただし書きもあるわけでございます。

私、詳しくは知らないんですが、現在の教科書でも、今改正されようとしているこの法案の先取りの形で既に記載されているというふうにも聞いてゐるんですけども、これは文部当局に聞けば一番いいんですけど、まあ通産当局も当然御承知だと思ってますので、ちょっとお聞きをしておきたい

と思います。

○政府委員(熊野英昭君) 計量単位を国際的に統一するということは、経済の発展でありますとか、あるいは学術・技術の振興といったものの基礎になるものでございますから、そういう観点で極めて重要なものであります。今回の改正は、そういう趣旨に沿つても国際単位系の単位へ統一することを目的としているわけであります。

他方、計量法が規制対象としておりますのは、取引上または証明上の計量用に用いる計量単位でござりますけれども、先ほど申し上げましたように、計量単位の国際的統一を推進するという計量法の全般的な目的にかんがみますと、教育分野におきましても、国際単位系の使用を進めていくことが基本的には望ましいのではないかというふうに考へておるわけであります。

教科用の図書検定基準におきましても、たゞいま福間先生御紹介のありましたように、「計量法」に規定する計量単位を用いること。ただし、当該計量単位の中に国際単位系(SI)の単位がある場合には原則としてこれによること。といふように、現に国際単位系を優先して使うようなことは既にそういう規定になつておられます。そういうことで、基本的には私どもの計量法改正の趣旨に合致しているものと承知しておりますし、具体的な計量単位の使用につきましては、いろいろの文部省の方で教育という観点から、小学生ではどの程度のものを教えていく、中学生ではどの程度のものを教えていく、あるいは高校の段階で物理学、化学という教科ならどうする、理科の場合にはどうするというふうに、いろいろ細かく検討していただいているところでございます。今後私ども、先ほども申し上げましたように、いずれにいたしましても、そういう意味で教育段階に応じた配慮が必要でございますし、適切な指導がなされていくものと考えております。

今後私ども申し上げましたように、いざれにいたしましても、無用な混亂が生じないように十分なPRも進めてまいりますし、また文部省を初め関係省庁とも十分意見交換をしながら

進めてまいりたいと思っております。

○福間知之君 次に、この法律と他省庁の法律との関係についてお尋ねしたいと思います。

先般、気象庁が気圧の単位の呼称を現在のミリバールに改めました。ミリバール、テレビで我々よく耳にする単位ですけれども、このミリバールにかえましてS-I単位ですかども、ヘクトパスカルにかえる予定云々ということがマスコミで報ぜられたのでございますが、このミリバールのように、現在通産当局を含めて多くの省庁の所管分野において非SI系の単位が数多く存在しているのではないかと思います。したがって、各省庁所管の非SI系単位の今後の取り扱いはどういうふうになるんだろうか。また、一応SI化への統一を考えるということであるわけですから、そうであれば、いつごろまでにそれをなし終えようとするのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) 今回の計量単位の改定内容につきましては、従来から関係省庁と密接な連絡会議を持ちまして十分検討し、また調整を行つてきているところでございます。計量単位ごとに三年、五年、七年という猶予期間を定めておりますけれども、この猶予期間内に必要な関係法令等の改正を行つうということで、関係省庁、基本的に御了解をいただいているところでございま

設定をしておるわけであります。したがって、段階的に法定計量単位から削除されていくわけでござりますけれども、七年ということは使用期限で申しますと、一九九九年の九月三十日ということになります。したがつて、大きめに申し上げま

すと、今世紀中というふうな感じで対応していく必要があります。したがつて、大さばに申し上げるんじやないかというふうに思つております。

今回の猶予期間というのは、先ほども申し上げましたように、それぞの単位について関係のある省庁と十分議論をした上で設定をしておりますので、猶予期間内に必要な法令改正等は完了するものと期待をしております。

○福間知之君 それに関連して、今我が国が改正をやろうとしておりますが、先進国ではこの点はどういう状況になつてゐるか、おわかりだった

ら御説明願いたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) 國際単位系につきましては、ほんどの国でその採用を進めてきておりました。ただ、先生も御案内のように、日本は今回ここで国際単位系への統一を本格的に進めるわけありますけれども、英米において必ずしも進んでいない、いわゆるヤードポンド法がかなり使われていることは事実でございます。

しかししながら、既に例えば、日米構造協議の場におきまして計量単位の国際的統一の重要性を私ども主張をしておりましたし、また、アメリカの経済や産業が発展していくためにも本来そくべきではありません。こういう努力は私どもとしても引き続き行つてまいりますけれども、現にどういうふうになつてあるかと申しますと、イギリスは、ECの理事会指令に基づいて一九九九年までにメートル化することを既に決めています。それからアメリカは、メートル転換法という法律によりまして、連邦政府の物資調達、連邦政府がやる物資の調達業務等につきましては、一九九二年の九月末までにメートル化することにしておるところでございます。

ただ、御案内のように、アメリカの民間におけるメートル法の進展というのは必ずしもかばかしくないものがあるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、私どもとしては、S-I協議の場等においてさらにそういうことを説得もし、また理解もさせるべく努めてまいりたいと思ひます。

るメートル法の進展というのは必ずしもかばかしくないものがあるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、私どもとしては、S-I協議の場等においてさらにそういうことを説得もし、また理解もさせるべく努めてまいりたいと思ひます。

○福間知之君 そういうことです。多少国によつて時間の長短はあるけれども、一応それぞれがそれに向かつていると、遅くとも今世紀末と、こういうことをターゲットに置いてやつていると、いうふうに承知していいわけですね。

そこで、輸入品に関する措置なんですけれども、世界的なSI化というものの進展する中におきまして、この日米構造問題協議における日本政府の要求にこなえまして、アメリカ政府は国際競争力の向上等のためにメートル法の使用を奨励するとの内容を最終報告に盛り込んでおります。

輸入品に関しては、本法案でヤードポンド法等の併記を認めることとなつておりますが、日米構造問題協議の今後の進展を考えてみて、ヤードポンド法等を認めないと、その姿勢を我が国が示すことが事柄の促進を一層早めるのじやないかと思ふんですけれども、そういう見地に立つ考えはありませんか。

○政府委員(熊野英昭君) 原則として法定計量単位というものは国際単位系ということで考へておられますけれども、幾つかの点で例外的にこれができますけれども、そういう見地に立つ考えはありませんか。

例えは、輸出入の貨物に係る計量等につきましては、例えば輸入食料品のオノン表示ということにつきましては、最近の輸入品が増大していることとありますとかあるいは輸入に障壁はできるだけ設けないようという配慮でありますとか、そういうことで表示の書きかえを強制いたしますと

輸入事業者の負担がかさんでしまうというような

ことで、当分の間暫定的にヤードポンド法の単位の併記を認めていたところでありまして、グラムを書いていた大切なことはお願いをいたしますけれども、併記そのものも削除するというところまではお願いをしていないわけであります。

そのほか、航空に関する計量につきましては、依然として世界的にヤードポンド法が現実として圧倒的に使用されている状況にありますので、これを強制することになりますと、かえって特に航空という状況でありますから大変不都合も生ずるということです。これにつきましても暫定的にヤードポンド法の単位の併記を認めていたところでありますので、一方で国際単位系の推進を進めなければなりませんけれども、他方で現実の状況を踏まえながら一步一步前進をさせていく。

アメリカにも、ただいま先生御指摘がありましたように、S.I.I協議の場等において繰り返し私どもとしては主張して、現にメートル法の重要性をアメリカ側も認識をしてきておりませんけれども、そういうアメリカ側の努力を今後とも懇意にしてまいりたいと思います。

○福岡知之君 これは、遊びの場合だったら、例えばゴルフ場へ行つたら必ずヤードであるいはメートルが併記してあるところがありますが、アメリカのゴルフ場はメートルは書いてないんですね。アメリカのゴルフ場、私記憶がないんですね。

○政府委員(熊野英昭君) 私も、出張の際にアメリカのゴルフ場で、一度プレーをしたことがござりますが、正確なことは記憶しておりませんけれども、多分一般的にはやはりまだメートル法の併記がないかもしれません。

○福岡知之君 これは、遊びですから特段にとやかく言つことはないと思いますけれども。次に、計量器の検定制度の見直しが行われるわけです。そのことが中小企業にどのような影響を及ぼすだらうかという懸念でございます。この法律は、一定水準の製造・品質管理能力を有すると認められた指定工場の製品につきましては、自主

検査にゆだねる、検定を免除する指定製造事業者の併記を新設するということになつておるわけであります。

この制度が導入された場合に指定工場として認められるのは、事実上、その技術や設備等を有しておりますので、自前で検定作業を行うことができる比較的小規模の大きい企業ということができる比較的小企業の技術開発の支援について今日さまざまなお援手措置等を講じておるわけですね。しかし、同制度の運用いかんによりましては、特定企業にのみ集中するという可能性が考えられます。したがつて、同制度の厳正かつ公正な運用の必要性及び中小企業者への対応ということについての見解はいかがでござりますか。

○政府委員(熊野英昭君) ただいま御指摘の指定製造事業者制度と申しますのは、一定水準の品質管理能力を有する事業者でありますならば、大企業であれ中小企業であれ、何らの差別なく指定を行おうというものでございます。

指定の基準となります一定水準の品質管理といふ中身でございますけれど、具体的には、製造工場ごとの製品の検査、最終段階における基準器等を用いた最終製品の検査、不合格品の適切な処置、それから検査記録の保存等を予定しております。我が国が一層の内需の拡大や市場開放、輸入拡大努力をしたがつて求められているわけでございます。我が国が昨年の貿易黒字は史上第二位の八百八十三億ドルに上ることが明らかになつております。我が国が一層の内需の拡大や市場開放、輸入それを拡大しております、しかも今後も相応程度拡大すると見込まれております。ちなみに、ここに持つてある資料でございましても、平成元年度で製造出荷額が、電気計測器製造あるいは他の計量器、測定器、分析機器、試験機製造、測量機械器具製造など、締めて二兆四千八百九十三億円、二兆五千億円になんなんとする製造出荷額になつております。しかも、この輸出入動向の指標もあるわけでござりますけれども、通産当局としてこの計量法の改正でこういう輸出入に影響がどういうふうにあらわれると考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) 昨年、平成三年におきます計量測定機器の貿易額を見てみると、今先生御指摘の資料には平成元年度までしか輸出入動向が出ておりませんけれども、輸出額で約四千六百億円弱、輸入額で二千六百億円弱の程度に平成三年の実績はなつております。推移でございますけれども、輸出入とも、ほぼまあ横ばいかから微増

ことはもちろんでございます。また、本制度の運用に当たつては、制度の本来の趣旨に従いまして最大限公正に運用してまいりたいと考えております。

○福岡知之君 そういう点をえて指摘したわけですけれども、どうもやっぱり、中小企業がそういう適正に運用されると言われるけれども、実態としてはそうじやないんじやないかという危惧を持ちますので、十分配慮をお願いしておかぬきやいかぬと思ったわけであります。

次に、この計量法が計量各機器の輸出入に与える影響ということについてお伺いします。今週、ちょうど十三日の月曜日でございましたけれども、発表されました貿易統計によりますと、昨年度の我が国の貿易黒字は史上第二位の八百八十三億ドルに上ることが明らかになつております。我が国が一層の内需の拡大や市場開放、輸入それを拡大しております、しかも今後も相応程度拡大すると見込まれております。ちなみに、ここに持つてある資料でございましても、平成元年度で製造出荷額が、電気計測器製造あるいは他の計量器、測定器、分析機器、試験機製造、測量機械器具製造など、締めて二兆四千八百九十三億円、二兆五千億円になんなんとする製造出荷額になつております。しかも、この輸出入動向の指標もあるわけでござりますけれども、通産当局としてこの計量法の改正でこういう輸出入に影響がどういうふうにあらわれると考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) 先ほどもちょっと申し上げましたように、今回の検定制度の見直しに当たりましては、国際化への対応ということを大きな課題としていろいろ勉強、検討してきたところでございます。そこで、十分な対応が運用に当たつては必要じやないかと思いますが、その点はいかがですか。

○政府委員(熊野英昭君) 先ほどもちょっと申し上げましたように、今回の検定制度の見直しに当たりましては、国際化への対応ということを大きな課題としていろいろ勉強、検討してきたところでございます。

例えれば、我が国の計量器の検定制度における技術基準につきましては、国際法定計量機関

と思います。

ただ、機電検査のものについて申し上げますと、先ほど年間の予算約九十億円と申し上げましたけれども、現在検定関係で上げております収入はそのうちの六億数千万円程度でございますから、実は非常に広い活動も行つております。それから、計量器にはいろんな分野の計量も、いろんな分野の何というか種類もたくさんあるわけでござります。それぞれ得意とするというか、それが専門とするようなものもござりますので、そういう意味でもそうですが、それから今回の法律改正におきまして検定制度だけではなくて、新しく標準供給の問題でありますとか、あるいはもとからありますところの型式承認の業務でありますとか、いろいろ新しい行政ニーズが出てきているわけでありますから、そういう中でそれぞれ効率的な業務の充実を図つていただければというふうに考へておきます。

○福間知之君 この機械電子検査検定協会というのでは、例の民活の流れの中で誕生したと承知をしております。したがつて、しにせである日電検というう存在なり、その活躍、活動している意義というのは、依然としてこれは大きいものがあると思ひますので、一定の統合ということはこれは決して悪いことではありませんけれども、計器類は多種多様にわたつて、しかも数量も非常に多いわけでですから、効率的な運営ということだけじやなくて、より正確な検定ということが必要だろう、そういうふうに思いますので、ひとつ十分配慮をしていただきたいと思います。

次に、法定の計量器から特定の計量器への移行

ということの妥当性についてお伺いをしますが、現在の法律におきまして規制の対象となつてゐる

計量器は現行法十二条に規定されているんです

が、今回の法案の第一条は、規制の対象となる特

定計量器の範囲を政令により定めることになつて

いる。これによつて計量器の使用実態に迅速に対応できる等のメリットがあるとの御説明のようですが、一方デメリットもあるんじやないかという

ふうにも考へられます。

例えば、国民に何が規制対象となつてゐるのかわかりにくいという面があるんじやないかと思うんです。政令によりまして改廢が安易に行われるといふことはそんなにはないと思いますけれども、安易に行われる可能性があるということだけは確かにですから、そのためには國民や検査体制などに一種の混乱が起つたり、あるいは不利便が起つたり不利益が生じたりということがないだろうか。さらに、法律委任の限界を逸脱しているのではないかという法律論上の問題点もないことはございません。これらについての見解はいかがか

ということでおきます。やっぱり今の法律で、政令に委任しないで法律上明記をするという姿が

必要じやないかなという観点から申し上げている

わけです。

○政府委員(熊野英昭君) 特定計量器の定義は、

ただいま先生御指摘のよう、旧法におきましては法律で定義をされていたわけでありますけれども、今回改訂では、その内容が大変技術的、専

門的な事項でありますし、また技術も変わって

いくというようなこともありますために、一般的な基準をまず法律に明示した上で、具体的な規制

対象品目については政令事項とすることが適当で

はないかと考へまして、こういう形にさせていた

いくといふことで一つの歯どめにはなつてゐる

かと思うんですけども、またすべて政令に任す

のは悪いということとも私は思つていいんです。

特に、計量器のことですごいますので、技術革新

も激しい時代ですから、新しい製品というものが

次々開発されるといふうな事情も考えますと、

なるべく國民にその都度わかりやすく対処しても

らうことが必要だ。また、國民の側の、あるいは

ユーチャーの側の意見を反映する、それは諮問機関

でやる、こうおっしゃつておられるわけですから、ぜひ

ひとつそれは心してやつてももらいたいと思いま

す。

次に、今回の法律上での罰則についての妥当性

に関してお伺いをします。

今回の法案で、罰則について現行法と若干異な

る取り扱いがなされています。例えば、不正な

計量器の使用等を行つた者の罰則が、現行の計量

法のもとでは最高懲役三年となつておりますが、

一方デメリットもあるんじやないかという

が行われるといったことは避けなければなりません

ので、特定計量器を定める政令を制定するに際

しましては、広く関係者からの意見も十分聞くよ

うに、計量行政審議会へ諮問することを法律上義

務づけております、法律的な諮問事項として。そ

の中には、消費者代表の方もいらっしゃいますし、それから大学の先生方といった専門家もおられますし、それから関係業界の方もおられます。いろいろな広く学識経験者も参加していただいているので、その場において十分中身を御検討いただいて、それを踏まえて政令改訂を行つておきますので、そのために國民や検査体制などは確かに使つかれますが、お伺いをしたいと思います。

また、昔の昭和三十四年のメートル法完全実施と、この時期におきましては、鯨尺等の使用について罰金の適用が話題となつたことがあります。そこで一般的な基準を示した上で、具体的な規制対象品目は政令に委任している仕組みについての、法律からの委任がどうかということでございますけれども、この点については、十分法制局と検討の上でこういう判断は妥当なものということになつております。事実、他の法律におきましても、例えば消費生活用製品安全法、液化石油ガス法のような、これらの法律を見ましても、具体的な規制対象品目は政令事項としているものが多い状況にあるわけであります。そういう意味では、他法とのバランスもとれた規定にしたわけでござります。

○福間知之君 御説明のように、諮問機関に諮つていくといふことで一つの歯どめにはなつてゐるかと思うんですけども、またすべて政令に任すのは悪いということとも私は思つていいんです。

特に、計量器のことですごいますので、技術革新も激しい時代ですから、新しい製品というものが

次々開発されるといふうな事情も考えますと、

なるべく國民にその都度わかりやすく対処しても

らうことが必要だ。また、國民の側の、あるいは

ユーチャーの側の意見を反映する、それは諮問機関

でやる、こうおっしゃつておられるわけですから、ぜひ

ひとつそれは心してやつてももらいたいと思いま

す。

次に、今回の法律上での罰則についての妥当性

に関してお伺いをします。

今回の法案で、罰則について現行法と若干異な

る取り扱いがなされています。例えば、不正な

計量器の使用等を行つた者の罰則が、現行の計量

法のもとでは最高懲役三年となつておりますが、

一方デメリットもあるんじやないかという

が行われるといったことは避けなければなりません

ので、特定計量器を定める政令を制定するに際

しましては、広く関係者からの意見も十分聞くよ

うに、計量行政審議会へ諮問することを法律上義

務づけております、法律的な諮問事項として。そ

の点はどういう理由でこうなつたのか、全体として罪責刑罰は本法案の程度で妥当だと考え

ておきますので、その場において十分中身を御検討いただいて、それを踏まえて政令改訂を行つておきますので、そのために國民や検査体制などは確かに使つかれますが、お伺いをしたいと思います。

また、昔の昭和三十四年のメートル法完全実施と、この時期におきましては、鯨尺等の使用について罰金の適用が話題となつたことがあります。

そこで一般的な基準を示した上で、具体的な規制対象

品目は政令に委任している仕組みについての、法

規則についてございますけれども、これにつき

て改正していく必要があります。そういう意味では、他法とのバランスもとれた規定にしたわけでござります。

○福間知之君 御説明のように、諮問機関に諮つ

ていくといふことで一つの歯どめにはなつてゐる

かと思うんですけども、またすべて政令に任す

のは悪いということとも私は思つていいんです。

特に、計量器のことですごいますので、技術革新

も激しい時代ですから、新しい製品というものが

次々開発されるといふうな事情も考えますと、

なるべく國民にその都度わかりやすく対処しても

らうことが必要だ。また、國民の側の、あるいは

ユーチャーの側の意見を反映する、それは諮問機関

でやる、こうおっしゃつておられるわけですから、ぜひ

ひとつそれは心してやつてももらいたいと思いま

す。

次に、今回の法律上での罰則についての妥当性

に関してお伺いをします。

今回の法案で、罰則について現行法と若干異な

る取り扱いがなされています。例えば、不正な

計量器の使用等を行つた者の罰則が、現行の計量

法のもとでは最高懲役三年となつておりますが、

一方デメリットもあるんじやないかという

が行われるといったことは避けなければなりません

ので、特定計量器を定める政令を制定するに際

しましては、広く関係者からの意見も十分聞くよ

うに、計量行政審議会へ諮問することを法律上義

務づけております、法律的な諮問事項として。そ

の点はどういう理由でこうなつたのか、全体として罪責刑罰は本法案の程度で妥当だと考え

ておきますので、その場において十分中身を御検討いただいて、それを踏まえて政令改訂を行つておきますので、そのために國民や検査体制などは確かに使つかれますが、お伺いをしたいと思います。

また、昔の昭和三十四年のメートル法完全実施と、この時期におきましては、鯨尺等の使用について罰金の適用が話題となつたことがあります。

そこで一般的な基準を示した上で、具体的な規制対象

品目は政令に委任している仕組みについての、法

規則についてございますけれども、これにつき

て改正していく必要があります。そういう意味では、他法とのバランスもとれた規定にしたわけでござります。

○福間知之君 御説明のように、諮問機関に諮つ

ていくといふことで一つの歯どめにはなつてゐる

かと思うんですけども、またすべて政令に任す

のは悪いということとも私は思つていいんです。

特に、計量器のことですごいますので、技術革新

も激しい時代ですから、新しい製品というものが

次々開発されるといふうな事情も考えますと、

なるべく國民にその都度わかりやすく対処しても

らうことが必要だ。また、國民の側の、あるいは

ユーチャーの側の意見を反映する、それは諮問機関

でやる、こうおっしゃつておられるわけですから、ぜひ

ひとつそれは心してやつてももらいたいと思いま

す。

次に、今回の法律上での罰則についての妥当性

に関してお伺いをします。

今回の法案で、罰則について現行法と若干異な

る取り扱いがなされています。例えば、不正な

計量器の使用等を行つた者の罰則が、現行の計量

法のもとでは最高懲役三年となつておりますが、

一方デメリットもあるんじやないかという

が行われるといったことは避けなければなりません

ので、特定計量器を定める政令を制定するに際

しましては、広く関係者からの意見も十分聞くよ

うに、計量行政審議会へ諮問することを法律上義

務づけております、法律的な諮問事項として。そ

の点はどういう理由でこうなつたのか、全体として罪責刑罰は本法案の程度で妥当だと考え

ておきますので、その場において十分中身を御検討いただいて、それを踏まえて政令改訂を行つておきますので、そのために國民や検査体制などは確かに使つかれますが、お伺いをしたいと思います。

また、昔の昭和三十四年のメートル法完全実施と、この時期におきましては、鯨尺等の使用について罰金の適用が話題となつたことがあります。

そこで一般的な基準を示した上で、具体的な規制対象

品目は政令に委任している仕組みについての、法

規則についてございますけれども、これにつき

て改正していく必要があります。そういう意味では、他法とのバランスもとれた規定にしたわけでござります。

○福間知之君 御説明のように、諮問機関に諮つ

ていくといふことで一つの歯どめにはなつてゐる

かと思うんですけども、またすべて政令に任す

のは悪いということとも私は思つていいんです。

特に、計量器のことですごいますので、技術革新

も激しい時代ですから、新しい製品というものが

次々開発されるといふうな事情も考えますと、

なるべく國民にその都度わかりやすく対処しても

らうことが必要だ。また、國民の側の、あるいは

ユーチャーの側の意見を反映する、それは諮問機関

でやる、こうおっしゃつておられるわけですから、ぜひ

ひとつそれは心してやつてももらいたいと思いま

す。

次に、今回の法律上での罰則についての妥当性

に関してお伺いをします。

今回の法案で、罰則について現行法と若干異な

る取り扱いがなされています。例えば、不正な

計量器の使用等を行つた者の罰則が、現行の計量

法のもとでは最高懲役三年となつておりますが、

一方デメリットもあるんじやないかという

が行われるといったことは避けなければなりません

ので、特定計量器を定める政令を制定するに際

しましては、広く関係者からの意見も十分聞くよ

うに、計量行政審議会へ諮問することを法律上義

務づけております、法律的な諮問事項として。そ

の点はどういう理由でこうなつたのか、全体として罪責刑罰は本法案の程度で妥当だと考え

ておきますので、その場において十分中身を御検討いただいて、それを踏まえて政令改訂を行つておきますので、そのために國民や検査体制などは確かに使つかれますが、お伺いをしたいと思います。

また、昔の昭和三十四年のメートル法完全実施と、この時期におきましては、鯨尺等の使用について罰金の適用が話題となつたことがあります。

そこで一般的な基準を示した上で、具体的な規制対象

品目は政令に委任している仕組みについての、法

規則についてございますけれども、これにつき

て改正していく必要があります。そういう意味では、他法とのバランスもとれた規定にしたわけでござります。

○福間知之君 御説明のように、諮問機関に諮つ

ていくといふことで一つの歯どめにはなつてゐる

かと思うんですけども、またすべて政令に任す

のは悪いということとも私は思つていいんです。

特に、計量器のことですごいますので、技術革新

も激しい時代ですから、新しい製品というものが

次々開発されるといふうな事情も考えますと、

なるべく國民にその都度わかりやすく対処しても

らうことが必要だ。また、國民の側の、あるいは

ユーチャーの側の意見を反映する、それは諮問機関

でやる、こうおっしゃつておられるわけですから、ぜひ

ひとつそれは心してやつてももらいたいと思いま

す。

次に、今回の法律上での罰則についての妥当性

に関してお伺いをします。

今回の法案で、罰則について現行法と若干異な

る取り扱いがなされています。例えば、不正な

計量器の使用等を行つた者の罰則が、現行の計量

法のもとでは最高懲役三年となつておりますが、

一方デメリットもあるんじやないかという

が行われるといったことは避けなければなりません

ので、特定計量器を定める政令を制定するに際

しましては、広く関係者からの意見も十分聞くよ

うに、計量行政審議会へ諮問することを法律上義

務づけております、法律的な諮問事項として。そ

の点はどういう理由でこうなつたのか、全体として罪責刑罰は本法案の程度で妥当だと考え

ておきますので、その場において十分中身を御検討いただいて、それを踏まえて政令改訂を行つておきますので、そのために國民や検査体制などは確かに使つかれますが、お伺いをしたいと思います。

また、昔の昭和三十四年のメートル法完全実施と、この時期におきましては、鯨尺等の使用について罰金の適用が話題となつたことがあります。

そこで一般的な基準を示した上で、具体的な規制対象

品目は政令に委任している仕組みについての、法

売は、それが取引、証明に用いられる目的としている場合であります。そういうものが出来りますといろいろ問題がありますので、影響の大きさにかんがみ計量法上は認めていないわけでございます。こういう従来の基本的な考え方には、今回の改正後も同じでございます。変更はございません。

しかしながら、ただいま御紹介になりました尺貫法に基づく間隔の目盛りを付したいわゆる鱗尺とか、そういう尺貫法の関係のこととありますけれども、これにつきましては、尺貫法に基づく間隔の目盛りを付した上で、例えば一尺に相当するところに三・三分の一メートルというようなメートル法による表示を付した計量器、これを尺相当目盛り付計量器と呼んでおりますけれども、この尺相当目盛り付計量器につきましては、メートル法による計量器とみなしても計量法の趣旨、目的に照らして問題はないんじやないかということでその販売を認めているところでございます。

いずれにいたしましても、法定計量単位を使うのは取引・証明でございますから、趣味とか

学術等に非法定計量単位を使うことは結構なわけであります。趣味で行います和裁等に際しましては、ただいま御紹介申し上げました尺相当目盛り付計量器によって十分対応がなされているのではないかというふうに考えております。ただ、実態として申し上げますと、例えば和裁学校等におきましても、最近は既にいわゆる尺貫法ではなくて全部メートル法になつてゐるもののが多うございます。そういう意味で、着実にメートル法がだんだん浸透していく現実は十分進んでいるものと思っております。

○福岡知事君 わかったような気がしますけれども、実際はなかなか國民もちょっと理解がいかな

い点があるんですよ。だから、今おっしゃつたよ

うなメジャーならメジャーの目盛りが、メインは

メートルであつてサブが尺貫だというふうなのは

もちろん問題はない。今局長はその逆のことをおっしゃいましたけれども、逆のことでもいいとおっしゃるんだから、これは問題はないはずであります。しかし、事はどうようと、計量法の改正だということで一つまずびんびんとするのは、これは一体どうなるのかな、生活に不便が起らぬかなというふうな懸念です。

俗っぽい話ですけれども、我々は人間が古いのかかもしれませんけれども、平米という単位が今本則としてあるわけです。ところが、家一つとっても家の建坪は百二十平米だと言つけれども、一坪中に入るとの八畳の間は、この六畳の間はとつぶになつちやうわけです。この八畳は何平米の部屋とは言いませんからね。これはやつぱり八畳は八畳、六畳は六畳、そういうふうに我々、笑つていても決して新しい方じやないんではないから問題はないと言つてしまえばそれまでですね。だから、我々の日常生活に不便を来さないようにだけはどうしても考えていかなければならぬ。新しい次の世代の方がどういふ单位で表現をするのか、これは知りませんけれども、今はやっぱりまだそこまで一気にいかないわけですね。これは俗っぽい話で恐縮でしたけれども、感想を申し上げた次第でございます。

次に、検査体制の合理化の影響という点でお伺いをします。

○福岡知事君 検査体制の効率化、機械化等の合理化の推進というのは、臨調行革審でも指摘されてきたところでございますし、新しい今回の法律適用に当たつても検査体制の制度面はもちろん、運用面での合理化が一層促進されるよう伺つてゐるところでございます。その前に、既存検定所の設備状況、財務体質、職員の勤務体制、雇用問題等にもかなりの影響を受ける可能性があるわけでございます。一部では、職員が将来に對して大きな不安を抱いているとも伝えられております。

そこで、具体的な期間の設定に当たりましては、それぞれの計量器ごとの特性もござります、技術的な特性もござります。それから、使用的頻度でありますとか使用の状況等、いろいろな使用によってどの程度その間に劣化が起きるかとかあるいは摩耗が進むかとか、そういうこともあります。そういうことをそれぞれの計量器ごとに十分検討する必要があるわけであります。その過程で、ただいま申し上げましたように、計量器にかかる人々、ユーザー、消費者を初め、あるいは計量器をつくる人等も含めまして、いろいろ関係の方から意見を十分に聴取をいたしまして、最終的には消費者の利益ということを根本に置いております。

○福岡知事君 猶予期間も今おっしゃつたように五年余りあるということですから、ひとつそれは当局としても現地との円滑な推進のための努力を要請をしておきたいと思います。

次に、型式承認制度の期間の設定などについてお伺いをします。

○福岡知事君 型式承認制度におきましては、対象品目を特定への影響と、それに対する対応はいかがでござりますか。

○政府委員(熊野英昭君) 今回の法改正におきましては、一定の品質管理能力を有しますところの製造事業者に自己認証を行う指定製造事業者制度を導入していることは先ほど申し上げているとおりでございます。

これに伴い、検定業務が一部合理化されることになるわけでありますけれども、その一方、他方で精密計量に対応したような計量標準の供給業務、それから指定製造事業者に対します検査業務等、新たなニーズに対応した業務も実は今回の改正で拡充されているところでございます。したがつて、計量関係に携わっております行政機関そのものの、あるいは行政関連の機関等にとりましては、今回の法改正は、単なる業務の合理化ということではなく、全体としてむしろ業務の効率化を図りながら、先ほど申し上げましたように新たな行政ニーズに向けて業務の実質的な充実を図つていくようなものになつてゐるものと考えております。

今回の指定製造事業者制度の導入に当たりましては、なお急激な変化を避けるというような意味もございまして、計量器ごとに五年を限度とした準備期間を設けているわけであります。制度改正に対する関係機関の円滑な対応が可能となるようになって、こういう点でも配慮をしているところでございます。今後、十分その実態を踏まえながら、それぞれの地域、それぞれの機関、それぞれのいろんな状況があると思いますので、これらを踏まえながらだいま申しましたような中で対応をしてまいりたいと思っております。

○福岡知事君 猶予期間も今おっしゃつたように五年余りあるということですから、ひとつそれは当局としても現地との円滑な推進のための努力を要請をしておきたいと思います。

次に、型式承認検定の期間の設定などについてお伺いをします。

○福岡知事君 今回の検定制度の見直しと手数料収入に関して実はお聞きたいんですが、どういふ影響があるとお考えでしょうか。それによつて生ずる既存の検定機関等への影響、どういふふう

に見込んでおられますか。

○政府委員(熊野英昭君) 今回の法律改正においては、先ほど申し上げておりますように、一定の品質管理能力を有する事業者について検定を免除する制度を導入し、計量器に関する規制の合理的なあり方を図っているところでござります。

定量的には明確ではございませんけれども、これら措置によりまして、これまでと比較いたしまして、検定業務そのものに係る手数料収入は減少せざるを得ないことが予想されるわけであります。しかしながら、他方におきまして、今回の法律改正におきまして、計量標準供給業務でありますとか、あるいは仕組みを変えた指定製造事業者の指定に係る検査業務があるわけでございます。こういふ業務であります等、新たなニーズもたくさん出ておりますので、こういう対応を可能にすることとしているわけであります。

それからまた、先ほど申し上げましたように、新制度の導入が円滑に行われますよう一定の準備期間を設けることとしているわけであります。既存の検定機関等の業務が急激に減少するといったふうな支障が生ずることのないように、十分な配慮を図つてまいりたいというふうに考えております。

○福間知之君 じや結論としては、手数料そのものは減るけれども、その他の部門でカバーしている、こういふ判断でいいわけですね。

○政府委員(熊野英昭君) 検定業務に関する手数料はある程度減らざるを得ないけれども、ほかのいろいろな仕事というか、場合によって手数料と呼ばれるものもあると思いますけれども、ほかの今申し上げましたような標準供給業務とか検査業務等で收入は出てくるのではないかと、こういう趣旨でございます。

○福間知之君 その点で、通産の方でそういう判断をされているのは結構としても、日電検にしてももう一つの検査協会にしても、そんなに大きな規模の団体じゃありませんね。だから、多少私どもでは気になる点があるからお聞きをしたわけでございますけれども、ぜひそういうことのないよう、しかも仕事は効率化し、新しい法律の円滑な運用が実を上げるようにしなきゃなりませんので、両面をひとつ考えていただきたいと思いま

す。次に、立入検査などの活用につきまして、この法律では全体として規制の緩和、民間活力の活用という形でもって業務を推進していくという内容になつてゐるわけですけれども、一方で自主検査等における不適正な管理体制が顕在化するおそれはないのか。そのため、この法律における立入検査、各種改善・適合命令、報告徴収等適正化措置を活用する必要があると考えられますが、運用についての御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) まず、指定製造事業者につきましては、検定にかわって自主検査をやつてしまふわけではありませんから、その検査記録の保存を義務づけているわけであります。そういうことで、自主検査の不合格品を出荷するといった不正行為が行われないよう、その不正行為の防止を図つておられるわけであります。

ささらに、今回の改正法案におきましては、不正行為の防止に万全を期するために、指定を行つた事業者から定期的に報告を徴収、第二百四十七条でございますが、するとともに、立入検査、百四十八条に規定しておりますけれども、行いまして、

この立入検査も隨時行つていくと。それから必要に応じ改善命令、第九十九条に規定をしておりますけれども、これを改善命令を出すなどの措置を適宜講じてまいりていけるように規定を置いてあるところでございます。指定製造事業者制度の実施に当たりましては、ただいま先生御指摘のようなことを十分念頭に置きながら、これらの措置を適切に運用して、適正な計量器が確実に供給され得いくように努力をしてまいりたいと考えております。

○福間知之君 最後にお伺いをしますが、この S

が一部とは存じますが、ないことはありません。

各方面から当局としては意見の聴取を行われたと思いませんけれども、反対意見というのにはどういふ意見がございましたか。

先ほど来の御説明のように、施行に当たつて最長七年の猶予期間といふものが設けられておりま

す。それで、両面をひとつ考えていただきたいと思いま

す。ただ、万が一にもそれを猶予期間内にこの移行は困難だと、こういう場合にはさらに一定期間に限つてSI単位との併記を認める、非SI単位系との併記を認めるという措置も講ぜられておるようございますが、そういうことで例えば反対意見があつたとすれば、それに対応することになるんでしょうか。

○政府委員(熊野英昭君) 今回の計量単位を見直すに当たりましては、広く関係省庁はもとよりでござりますけれども、学会、日本学術会議でありますとか、あるいは産業界等々に十分事前にお諮りをいたしまして、合意を基本的におこなつておるところでございます。

ただ、しかしながら、今回の改正の対象となりますところの非SI単位の中に、建築、土木の分野で広く用いられておりましたところの力の単位であります重量キログラム等をニュートンに変える、これが含まれるために、一部の少數意見として反対意見が出ていることは事実でございま

す。しかしながら、いずれにいたしましても、まずは猶予期間内に関係者にもいろいろお願ひをしながら、新しい単位が定着するよう努めをしていきます。ただし、新規定を設けて、そういう方がどちらも対応するような規定を設けて、そういう方が一の事実上大変困難であるというふうに判断されるような場合には、期限でありますとか使用分野等を限定した上でさらには猶予期間を延長する等の措置も講じ得るような規定を設けて、そういう方が一の事実上大変困難であるというふうに判断されるような場合には、期限でありますとか使用分野等を限定しておるところでございます。

ただ、しかしながら、これを考慮するうえで、新規定を設けて、そういう方が一の事実上大変困難であるというふうに判断されるような場合には、期限でありますとか使用分野等を限定しておるところでございます。

○政府委員(熊野英昭君) まさに、この改正案にござりますが、するとともに、立入検査、百四十九条に規定しておりますけれども、行いまして、この立入検査も隨時行つていくと。それから必要に応じ改善命令、第九十九条に規定をしておりま

す。

これまで通産省としては、これらの人々に対し

て十分いろいろ御説明もしてまいっております

し、それから学術会議におきまして、建築でありますとか、学術会議には土木関連の土木学会など

か建築学会等々も含まれておりますので、

これでも十分御議論をしていただいた上で、先

ほど申し上げましたようなこの改正案に賛成であ

ります。ただ、今後とも、十分これらの関係のところ

は調整を図つて、協力しながら単位の統一の努力をしてまいりたいと思います。

そういうふうな一部の少数意見の方々の御意見

午後二時開会

○委員長(岩本政光君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

○福間知之君 終わります。

○委員長(岩本政光君) ただいまから商工委員会を開いたいたします。

休憩前に引き続き、計量法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三木忠雄君 それではまず最初に、この計量法案の改正に伴う主な目的と、その改正に伴う影響、それをどのように大臣は認識をされているか、まず最初に御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(渡部恒三君) ただいま三木先生お尋ねのこの法案の目的と影響でありますか、今回の

法改正は、経済社会の変化に対応した、時代に即した量計制度の構築を行うため、国際化、技術革新への対応及び消費者利益の確保の三つの視点に基づいて、広く量計法全般にわたり所要の見直しを行うものでございます。

具体的には、第一に計量単位について国際的な整合を図るために、計量法上取引・証明に使用することが認められて、法定計量単位を、原則と

して今世紀中に國際単位系に統一し、第二に、最近における工業生産技術の向上を踏まえ、製造、修理、販売事業者に係る登録制を届け出制とするとともに、計量器の検定については、型式承認制度を活用することにより、一定水準の製造・品質管理能力を有すると認められた指定製造事業者の製品については検定を免除する制度を導入するなど、計量器に関する規制の一層の合理化を図り、第三には、先端技術分野を中心とした高精度度の計量に対応するため、工業製品の生産に欠かせない計量器の校正に用いられる計量標準を国から産業界に確実に供給し、かつ、国とのつながりを対外的に証明する制度を創設することとしておりま

今回の改正案は、計量行政審議会、日本学術會議など広く関係者の意見を踏まえて御提案申し上げているものであります。改正の対象となる計量単位を取り扱う業界、検定などに従事する機関への影響なども十分に踏まえて、円滑な制度運営に努めるとともに、改正内容の周知徹底を図るべく国民へのPR活動などを積極的に進めてまいります。

○三木忠雄君 具体的に、今の中で国際化の問題ですか、アメリカあるいはECはどういうぐあいに統一されるようになつていてるんですか。

○政府委員(熊野英昭) S.I.単位系への国際的な統一は世界各国で進んできておりますけれども、例えばアメリカにつきましては、一九九二年の九月末までに連邦政府が調達するようなものについてではこれに統一をすることとということで、生態命アメリカにおいても立法化が進められていい

るわけであります。それからイギリスにおきましては、EC理事会指令によつて一九九九年までにメートル法化を進めるということになつております。そのほかの国は、大体S.I.化がむしろ進んでおるということでござります。

の研究者、学者がお集まりになつてゐるようなどころでも検討された結果として、原則としてこゝにいう方向で計量法の改正をすることは結構であるという趣旨の御返答をちうだいしてこの改正に踏み切つてゐるわけであります。

行政審議会において一年間十分実は御議論をいただいたところでございます。そういう中で、いろんな中小企業の代表者でありますとか消費者の代表者も入っていただきまして、そういう観点の御議論をいただいてこの法改正案を準備してきたわ

○政府委員(熊野英昭君) 正直に申し上げますと、アメリカの状況というのは、今九二年の九月末と申し上げましたのは連邦政府の調達等に係る部分でござりますから、アメリカにおける民間のヤードボンド法がメートル法化するについては、必ずしも現状進んでいる状況ではございませんので、そこまで含めて二十一世紀においてSI単位が完全に普及するということを見通として申し上げる自信は必ずしも今のところはまだございません。

○三木忠雄君 詳細余り細かく聞くつもりはないんですけれども、いろんな意見が一部外から聞こえてくるわけですね。この問題に対する対応、土木の測量ですか、そういう方面をやっている業者であるとか、あるいは電子体温計とそれから血圧計とかそういう問題等についてもこの法案にいろいろ絡みがあるし、苦情処理等も過去にもいろいろあつた。そういう問題点については、どういうふうにクリアしているんですか。

○政府委員(熊野英昭君) 力の単位につきましてキログラム重というのが土木とか建築で広く使われておりますので、そういう関係で実は土木、建築学会等のごく一部にキログラム重をおね使つてましましては、本件の国際単位系への統一に関しては事前に十分学術会議にもお詰りをいたしましたが、正式にお詰りをいたしました。それでお詰りますとか建築学会でありますとか、当該の専門

しかしながらもして、そういう点に「きましましては今後ともいろいろPR等も進めてまいりますし、それから他方、猶予期間をそういう観点から設けておりまして、それぞれの単位の普及の実態でありますとか機器の耐用年数でありますとか、そういうことを勘案しながら三年、五年、七年といいうるものと設けておりまして、ただいま申し上げましたキログラム重について申し上げれば七年という猶予期間を設けているところでございます。この間に、関係者の御努力あるいは我々の努力によってこのS.I.単位が完全に普及することをまずは目指してまいりたいというふうに考えております。しかし、万が一にもこの期間が終了した時点でおいてなおそれを完全に法定計量単位としてそれだけにしてしまうことに問題があるような状況で仮にありましたら、その時点において、範囲とか期間を限定いたしまして猶予期間の延長をすることができるように規定もこの改正法の中に設けているところでございます。

○三木忠雄君 法改正ですから、プラスになる方向ですから、デメリットどんな問題があるかと聞く方がやばかもしれませんけれども、やはり国民の負担がどういうぐあいになつてくるのか、あるいは中小企業に対するこういう問題の影響はどうなつてくるのか。規制の合理化によって不正等が行われる、ないし信じたいたいんですけども、やっぱり規制の合理化等によつて手抜きが行われないんだろうか。こういう問題点については、どういうふうな認識をされておりますか。

○政府委員(熊野英昭君) 例えは、こういうことは、新しく法定計量単位について国際単位系への統一を図つてしまりますと、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたようにいろんなところに影響が出てまいりますので、それらについては、計量

に意見を聴取してきてるところでござります。

それから、計量器をつくる側の中小企業だけではなくて、計量器を使つ立場の中小企業についても配慮いたしまして、例えば非S-I単位を付した計量器を現に使用しているユーザーは、これが円滑に変化に対応できますように、例えば計量器の耐用年数あるいはその使用頻度等を考慮いたしまして、先ほど申し上げましたような猶予期間も設けているわけであります。それから、新しく計量器を買いかえる必要等に対しましては、中小企業金融公庫の融資でありますとか、その他特別償却等の中小企業関連施策を活用していただけるよう配慮してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、内容をよく理解をしていただくことが重要でございますから、この一年半の間に十分P.R.普及にも努めてまいる必要がありますかと思つております。

○三木忠雄君 この規制の合理化によりまして、指定製造事業者がふえできますね。そうしますと、例えれば一般国民から苦情が出てくる、いろんな問題が。その苦情処理機関というのはどういうふうな形に、今までどおりですか。この点はいかがなものですか。消費者利益のためになる、こういう法案ですけれども。

○政府委員(熊野英昭君) 計量法の施行に当たりましては、もちろん私どもの方の計量行政室が担当しておりますし、それから各県でもかなり手広く実は一緒に仕事をやつていただきております。したがつて、いろいろ御不満とかあるいは御不明な点がありましたら、私どもの方でももちろんでござりますし、各県のそういう計量行政を担当し

おるところに対応していただくことも十分できます。その他、計量思想の普及と関連する民間の公益法人として、計量協会というようなものも各都道府県等にかなり広くでてありますので、そういうところでもそういうお手伝いはできると思ひます。その他、いずれにいたしましても、何かありましたらその件その件に応じて対応してまいりたいと思っております。

○三木忠雄君 こういう計量器だから、國民は専門的にはわからないけれども、その部分だけは非常によくわかる人がいるわけですね。例えば、体温計あるいは血圧計、こういう問題で新聞等で私たちいろいろ資料をいたいたいこともありますけれども、やはり水銀柱の体温計と電子デジタル計では何か大分差が出るそうですね。あるいは血圧計にもいろんな差が出る。ヘルスメーターにいろいろ違った出るという、こういうふうな問題がいろいろ過去にも苦情、問題があると、こういふ指定製造事業者なんかの指導をする場合にも私は大いにプラスになってくるんじゃないいか。こういう問題をこれからクリアされるのかどうかということです。この点についていかがですか。

○政府委員(熊野英昭君) ただいまも申し上げましたように、私どもの通産省では、そういう御不満なり御意見なりありましたら十分いつでもお聞きをされるつもりでございます。それから、地方におきましては、都道府県でそういう担当をしていられるところもござりますし、さらには計量行政審議会の中には消費者団体の代表の方にも五名ばかり入っていただいております。したがつて、例えばそういう消費者団体を通じてそういう御意見を從来もちょうだいをしておりますし、審議会の席でもちょうだいしております。されど、日常の業務としてもちょうだいをすれば、それをいろいろ行政に反映していくことはやつてまいるつもりでございます。

それから、ただいま体温計について、電子式体温計のお話が出ました。体温計は、実はいわゆるガラス式の体温計と電子式の体温計というのがございまして、現在ガラス式のものが一千万個ぐらいい、それから電子式のものが六百万個とか七百万個、そういう感じで使われて、売られているようでございます。

予測式と申しますのは、実測をするのではなくて、一分間なら一分間だけはかつて、そしてそれをあらかじめ組み込まれた計算式によって体温を算出する、そういう仕組みのものでございます。

ただ、体温計というのは、先生方もいろいろ御経験がおありだと思いますけれども、わきの下ではかつたり、口の中ではかつたり、はかる場所によつても、そのときによつて違いますし、それからはかかる熟練度というか、看護婦さんがはかった場合と、それから子供がはかった場合、同じ時間に同じ人のをはかつても違うとか、実は専門家によりますと、そもそも正確にはかることはかなり難しいもののようでございます。

したがつて、そういう体温計でございますけれども、予測式は今申し上げましたように、最初にはかつてそれを延長するということでございます。

から、どうしても製品ごとに予測方法についても

差がございまし、あるいは人によって体质のばらつき等もござりますから、測定結果に差が生ずることも事実あるようでございます。ただ、大変便利な点もあるわけであります、十分間かけるべきところを短時間で体温がはかれるわけありますから。そういう利便性もあるわけでありまして、先ほど申し上げましたように非常に普及をしておりりますから、その使用方法等に誤解が生じないように、これはこういう使い方をしなければいけない、そして予測式であるということをついた説明と申しますが、表示を明確に行われるよ

うな措置をやることが重要ではないかというふうに思っております。

従来、実は現行法では検定のための体制が必ずしも十分に整備しておりませんでしたので、検定

対象からこの電子体温計は除外されていたわけではありませんけれども、今回の法律改正に際しましては、今申し上げましたようなろんな問題点も十分に配慮して、実測機能について新たに検定対象にするということを今考えて検討しているところでございます。

○三木忠雄君 これは、ぜひとも検討して、政令が省令になるわけですね。

○政府委員(熊野英昭君) はい。

○三木忠雄君 次に、指定製造事業者の問題で一、二ちょっと伺つておきたいんですけれども、何か検定が三千七百万個あるんですか、聞くところによると。それを規制の合理化あるいは機械化された中で、いろいろ対応されることは私は十分考えられるわけでありますけれども、この表を見ると、指定製造事業者の認定をしますと、この三千七百万個、例えば三千七百万個がどういうふうなぐあいに分かれくるんですか。大体どのぐらいたいがおきましては三千八百七十万個が検定対象機器の合計になつております。非常に多いのが積算体積計、これが千五百萬個ぐらい、それから電力量計とか最大需要電力量計、無効電力量計といつたふうな電力関係のものが九百万個ぐらい、それから温度計が八百万個強、それから質量計、いわゆるはかりでございますけれども、これが百四十万個ぐらいというふうに、主なものはそういうものでございます。

○政府委員(熊野英昭君) 三千七百万個ぐらいの検定をしていることは事実でございます。平成二年度におきましては三千八百七十万個が検定対象の合計になつております。非常に多いのが

積算体積計、これが千五百萬個ぐらい、それから電力量計とか最大需要電力量計、無効電力量計といつたふうな電力関係のものが九百万個ぐらい、それから温度計が八百万個強、それから質量計、いわゆるはかりでございますけれども、これが百四十万個ぐらいというふうに、主なものはそういうものでございます。

それで、こういうふうにたくさんございますの

で、一つは検定を免除する仕組みをして、一定の十分な条件を備えた者については指定製造事業者ということにいたしまして、その指定製造事業者においては検定を免除する制度を一つ設けるといふことで、こういう状況に対応していきたい。それからもう一つは、この検定を行うことが、都道府県等が例えればやつている場合、都道府県におい

ては非常に行政上の負担になつてゐる側面もござりますので、そういう点においては新たに、民間の非常に能力を持つていてるところがありましたら、そういうところを指定検定機関に指定をいたしまして、検定にも対応できるようになります。いろいろことをこの新しい法律の中で考えていくわけでございます。

○三木忠雄君 具体的な数字は聞いても仕方ない

んですけども。そうすると、例えれば指定検定機関とか指定製造事業者とかいろいろふえてきますね。こういう問題で不正が行われたりなんかした場合に、今度の法律による罰則が何が軽減されるんですか。何か罰則規定を読むと、今まででは三年だったのが、今度は懲役刑六ヶ月になると。この罰則が軽減されるというのは、何か特別な理由があるんですね。

○三木忠雄君 具体的な数字は聞いても仕方ない

んですけども。そうすると、例えれば指定検定機関とか指定製造事業者とかいろいろふえてきますね。こういう問題で不正が行われたりなんかした場合に、今度の法律による罰則が何が軽減されるんですか。何か罰則規定を読むと、今まででは三年だったのが、今度は懲役刑六ヶ月になると。この罰則が軽減されるというのは、何か特別な理由があるんですね。

○政府委員(熊野英昭君) 罰則の規定につきましては、この法案を検討する過程におきまして他の法律とのバランス等十分考慮しながら、法務省とも十分に協議を行い、また法制局の審議の中でた

だいま申しましたような観点から十分な検討を行つて、罰則、量刑の程度を定めてあるわけであります。

ただいまの先生の罰則が軽減されるのではない

かという御指摘は、不正な計量器の使用に対する罰則の規定が現行法では懲役三年となつてゐるも

のを六ヶ月に改正法で改めております。実は、そ

の三年という規定は、昭和二十六年という今から

考へますと四十数年前の時点において、その当時のいろいろな社会状況とか当時の法律相互のバラ

ンス等で定められているものでありますけれども、この際見直してみますと、他の立法例と比べ

ますと著しく重いものになつてきております。し

たがいまして、他法令との関係とか計量法の中に

おけるほかの罰則とのバランスとかそういうこと

を考えいたしまして、慎重に検討した結果として

懲役六ヶ月ということが妥当であるとの結論を得てこの改正を提案させていただいたわけでござい

○三木忠雄君 機並びにいろいろ審議をされたところのとおり葉掘り聞くつもりはないが、やっぱり指定業者あるは指定機関がふえてくるし、それから外國からの不良品が大分入ってきてるというふうな点もいろいろ報道されているわけです。こういう問題等も含めて、やはり今厳正なチェックが行わねきやならないと思います。こういう点の自主チェック等も含め、それから外國業者の今後参入の問題について、やっぱり型式認定だとかこういう大きな眼でござります。そういう意味で国際せんけれども、また貿易障壁とか何だからだとう問題は起こらないのかどうか、この点についてはどうお考えでございますか。

○政府委員(熊野英昭君) 今回の計量法の改正といふのは、国際化に対応するということが、最初に大臣が申し上げましたように三つの眼目の一つの大きな眼でございます。そういう意味で国際単位系を導入するわけでありますけれども、同時に今先生御指摘のような、計量法の規定が外國事業者の参入の障壁になつたり、あるいは輸入を妨げる輸入障壁になつたりすることがあつてはならないということを十分配慮しながらいろんな規定を検討してまいっております。

いずれにいたしましても、そういう観点から、いろんな基準につきましても国際基準をまず踏まえて、国際基準を踏まえておれば基本的に共通なわけでありますから、単位のみならずいろんな計量器の、例えば検定制度における技術基準につきましても国際法定計量機関という国際機関の定めました国際基準を十分踏まえて国際的な整合性の確保に努めるとか、そういう形で国際化に対応するということを主眼にしております。

また、今回の法律改正により、海外において我が国に計量器を輸出しようとする製造事業者を対象といたしまして指定外國製造事業者制度というのを導入いたしました。国内の製造事業者と同様に外國製造事業者におきましても検定が免除されるような措置も設けているところでございます。

○三木忠雄君 もうあと五分しかないのに、具体的にタクシーの問題について一、二ちょっと聞いておきたいんです。

タクシー、これから料金値上げしようと、今恐らく陸運局に係つていろいろやっていますが、今回の法改正によってタクシーの料金メーターはどういうふうな認定基準になつてくるのか、どうい手続が必要になるのが、もっと簡素化になつてくるのか、その点についてお伺いしたい。

○政府委員 熊野英昭君) タクシーメーターの検定というのは、実はタクシーメーター自体と、タクシーのメーカーがタクシーにつけられた状態と二つあるわけでございます。そこで、計量器本体の検査、その計量器そのものとしての本体の検査を頭部検査といふように呼んでおりますけれども、こいつは検査と、それから計量器をタクシーなどの車体に取りつけた状態で行う検査、走行検査と呼んでおります。この両方を検定に際して行つていいわけでございます。

頭部検査につきましては、通常、国において当該計量器の構造についてます型式承認を行いまして、承認を受けたものは都道府県において器差検査を受けて、都道府県で器差が大丈夫かどうかの検査を受けまして、これに合格したものは頭部検査合格というやり方になつております。それから、頭部検査にただいま合格しました計量器はタクシーといったふうな車両に取りつけられまして、都道府県において実際に車両の車輪を回転させた状態でタクシーメーターの器差検査を行いまして、これに合格したタクシーメーターには検定印を付すると、こういう仕組みになつていてるわけであります。こういうふうにタクシーメーターは、その頭部検査、走行検査の両方の検査に合格して検定印が付されたものでなければ計量器として使用することはできないというのが計量法上

の仕組みでござります。
そこで、簡略化があるのかといふ御指摘でござりますけれども、先ほど申し上げました頭部検査について、計量器単体の検査でござりますから、指定製造事業者制度等の活用によりまして検定を免除することには対応できるような仕組みに新法ではなっております。
○三木忠雄君 そうしますと、走行検査ですねこの行政審議会の答申なんか読んでみると、走行検査が料金の値上げから実施までの間に完了しないという問題がやっぱりあるそうですね。それからメーターの不合格、走行検査の不合格が非常に多い――非常にと、いう言葉がいいのかどうか、比較的の不合格が多いというんです。こういう走行検査の問題についてははどういうふうに考えて対応するのか、これが一点。
もう時間がないのでまとめて言います。それから、タクシーの料金メーター、これだけが乗つてもいろいろ感じられていると思うんですけどこれども、やっぱり付加機能がついているわけです。料金メーターのほかに深夜メーターと、三分間なら三分間停止したらくるっと回る付加機能がどんどんついてきているわけです。昔は料金メーターだけだったんですね。それが今度、時間制だと深夜制だとかいろんな付加機能がついてきている。これは答申等を読んでみると、やはりタイヤが悪いとか運転手のどうとかいろいろあるけれども、これ付加機能があつた場合の計量法の検査体制はどういうふうになつてているのか。
この二点だけお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。
○政府委員(熊野英昭君) まず型式承認の時間、どのくらいの時間がかかるかということでござりますけれども、型式承認の審査とかあるいは検定にどの程度の時間を要するかと申しますと、そのときの認可の内容次第でござりますけれども、十分に運輸省とも事前の協議をしながら料金改定の実施に間に合うように対応できることになつております。現在申請されておりますことは、当然の

ことながらまだ現行法で対応するわけでございま
す。それから念のために申し上げますと、現行法
におきましては、型式承認については申請の受理
の日から三月以内、検定につきましては申請の受
理の日から二十日以内に承認を行ふ旨の規定が定
められております。ただ、新法におきましては、
この期間は省令で定めることになつております。
それから、いざれにいたしましても、現在新聞
報道されておりますような話でござりますなら
ば、十分に対処できるものと確信をしておりま
す。

それから、ただいまいろんな付加機能とかそ
ういうお話をございましたけれども、これはむし
ろ、どういう料金体系をとるかということは運輸
省の担当でございまして、運輸省の方でお決めに
なる、その料金をどういう仕組みで、どういう付
加に対してどのくらいの料金か。そういうものに
合わせてそれぞれのメーカー製造業者がそれをは
かれるというものを出してくるわけでありますか
ら、それについて計量法を担当する側では、それ
がそのとおりに正確に計量できるような仕組みに
なつてゐるかどうかというふうなことを型式で見
たり、その型式承認どおりに構造がなつてゐるか
どうか、あるいは器差がちゃんと許容の範囲にお
さまつているかどうかを検定するというのが計量
法を受け持つてゐる私どもの側の役割でございま
す。

うけれども、そこらの問題が非常に国民にわかりづらいんです。そこらの問題をもう少しあかりやすくしてあげる努力はされた方がいいんじゃないかということを私は老婆心ながら申し上げておきたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) 一年は当面そのとおりでございます。それから、先生ただいま御指摘の点については最大限の努力をしてまいりたいと思います。

○市川正一君 最初に、まず確認をしたいんです。この法律で定める計量単位は、証明や取引の際に使用を義務づけられるけれども、それ以外の場合はどうな単位を使おうと自由であるというふうに理解をいたしますが、間違ひございませんか。

○政府委員(熊野英昭君) 法定計量単位という意味は、ただいま先生御指摘のように取引及び証明に使用する場合に義務づけているわけでございます。しかしながら、計量の単位というのは科学技術でありますとかいろんなものの基礎になつておりますから、やはり共通の単位が使われていることの方が国際的にもそれから我が国の経済発展や生活発展にも望ましい方向であろうと思ひます。

しかし、例えは趣味でありますとかあるいは伝統的なものでありますとか、あるいは遊び、ゲームとか、そういうことに法定計量単位以外のものが使用されても法律上とがめるとか、そういう趣旨のものではもちろんございません。

○市川正一君 計量単位には、この法律の第二条と第三条及び第五条第一項で定めるもののほかに、第五条第二項の政令で定められるものがあります。第二条及び第三条で定められていない計量単位が、日常的にそれを使用している人々にとって従来どおり使えるかどうかということに重大な関心を持つております。

私のところにも、例えば、東京の台東区の宝石商を営む業者の方々から、ダイヤモンドのカラッ

トは、これはどうなるんだろうかという問い合わせが来ておるんです。ですから、この第五条第二項で定められる計量単位にはどんなものが含まれてゐるのか、具体的に安心されるようにひとつ説明を願いたいんです。

○政府委員(熊野英昭君) 第五条第二項の規定に基づきましていづれ政令で規定することになりますが予定されております、現在私ども予定しております計量単位及び用途は十二項ござります。全部申上げた方がよろしうございましょうか。

○市川正一君 単位だけで結構です。

○政府委員(熊野英昭君) 海面及び空中における長さの計量に使用する海里でございます。それから、光学及び結晶学において長さの計量に使用されますオングルストロームという単位。それから、宝石の質量の計量に使用されますカラットという単位。それから、真珠の質量の計量に使用するもんめ。それから、航海及び航空に係る角度の計量及び航空に係る速さの計量に使用するノット。これらは海里の糸みたいなものでございますけれども、ノット。それから、測地学または地球物理学に係る加速度の計量に使用するガル。それから、血圧の計量に使用いたします水銀柱メートル。それから、医療における圧力の計量に使用いたしますトル。食品の栄養価、その他栄養に関する事項に関する熱量の計算に使用されますカロリー。これらは大変一般的だと思いますけれども、カロリ。

○市川正一君 あわせて、再確認のようなことでございますが、かつてその取り扱いが問題になつて、通達まで出して対応しましたあのね尺と鯨尺です。午前中も同僚委員からも質問がありましたが、これも従来どおりというふうに理解してよろしくうござりますか。

○政府委員(熊野英昭君) 尺相当の目盛りを付し

た上で、例えは一尺に相当するところに三・三分の一メートルというふうなメートル単位表示を付した、いわゆるこれを尺相当目盛り付計量器と呼んでおりますけれども、これは販売をこれまででも認めておるところでございますし、今回の計量法改正によつてもこの点を変更する予定はございません。

○市川正一君 わかりました。

ところで、今回の法改正の目玉の一つは、指定製造事業者制度の創設だと思うんです。この制度は、計量器の製造業者が同時にその計量器の検定を実施するという制度なんですね。ですから、本来なら公的機関ないしは第三機関のチェックを受けるべき計量器製造事業者が、今回の法改正でそれが免除され、みずから検査するということになります。

計量器製造事業者は、これは本来利益を追求する民間企業であります。ですから、自分がつくった製品はすべて出荷したいという要求がいわば基本的には内在しておることは、これは否定できません。そうすると、企業任せにすれば不正確な計量器が市場に出回る危険性がある。これを防止して、公正厳正なチェックを保証する法律的な仕組みはどういうことになつていいのか、確認をしたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) ただいま御指摘の指定製造事業者制度は、最近おきます計量器の製造技術でありますとかあるいは品質管理能力の大きな向上を踏まえまして、一定品質の品質管理能力を有する製造事業者が製造した計量器については検定を免除しよう、こういう制度でございます。

したがつて、まず指定製造事業者を指定する際に、この指定される事業者が製造する計量器の適性を担保するために指定要件を定めてございます。これは、工場あるいは事業場を指定するわけ

これから、これらの工場あるいは事業場における品質管理の方法につきましては、都道府県知事もしくは日本電気計器検定所の検査または指定検定機関の調査を受けることということが、第九十一条第二項に定められております。したがいまして、こういうことを十分に、基準に適合する義務でありますとか、あるいは調査検査を事前に受けることといふことが、第九十一条第二項に定められております。したがいまして、こういうことを十分に、基準に適合する義務でありますとか、あるいは調査検査を事前に受けることといふことを指定期要件としているわけであります。

○市川正一君 指定された後におきましても、製造されます計量器の適正を担保するために、一つは、製造する特定計量器が通商産業省令で定めますところの技術上の基準に適合し、かつ、その器差が通商産業省令で定める検定公差を超えないことという義務を第十九十五条の第一項に規定をしております。それから、製造する特定計量器について、全数検査をしてその記録を保管することと、ちゃんと検査を九十五条の第一項に規定をしております。それから、

さらに、指定製造事業者がこういつた義務に違反している場合に対応するために報告徴収という記録を保管することを第十九十五条二項で義務づけています。さて、その記録を保管することと、ちゃんと検査をして、よかつた、あるいは不良品があつたということを、指定された後におきましても、製造されます計量器の適正を担保するために、一つは、製造する特定計量器が通商産業省令で定めますところの技術上の基準に適合し、かつ、その器差が通商産業省令で定める検定公差を超えないことという義務を第十九十五条の第一項に規定をしております。それから、

特定計量器が通商産業省令で定めますところの技術上の基準に適合し、かつ、その器差が通商産業省令で定める検定公差を超えないことという義務を第十九十五条の第一項に規定をしております。それからまた、第十九十八条で改善命令を出し、あるいは指定製造事業者としての指定そのものを取り消すことも第十九十九条において定めております。

こういつた以上申し上げましたような、指定に際しての規定、それから指定された後での規定によつてござります。それから、第百四十八条に基づいて立入検査を行うことができます。それからまた、第十九十八条で改善命令を出し、あるいは指定製造事業者としての指定そのものを取り消すことも第十九十九条において定めております。

したがつて、まず指定製造事業者を指定する際に、この指定される事業者が製造する計量器の適性を担保するために指定要件を定めてございま

す。これは、工場あるいは事業場を指定するわけ

でござりますけれども、その工場なり事業場における品質管理の方法がちゃんとしているようく通産省の省令で定める基準に適合すること、これを法律では第九十二条第二項に定めております。そ

を遵守しているかどうかというのは、どういうふうに確認なさるんでしょうか。

○政府委員(熊野英昭君) 先ほど申し上げましたように、ちゃんと守っているかどうかをフォローし、それから場合によっては第百四十八条に基づき工場なり事業場に立入検査をいたしまして、ちゃんと技術基準に適合、守っているかどうかをチェックできるよう規定がございます。

○市川正一君 そうすると、その百四十七条の報告の徵収、それから百四十八条の立入検査ですね、これはどのくらいの周期で実施することになるでしょうか。公的なチェックなしで計量器が届くわけですから、故意であれ過失であれ不正確な計量器が市場に出回った場合、ユーザーの受けられる被害は非常に大きくなることが予想されます。そうした事態を防ぐためには、私は可能な限り短い周期が望ましいと思うし、また期間や方法についてどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。えらい次から次へ追い込むようで申しあわせたが、そういう点をお聞かせ願いたい。

○政府委員(熊野英昭君) 指定製造事業者の制度はこれから新法において導入されるわけでありますから、どのくらいのタイミングでどのくらいの数が指定されいくか、まだそれ 자체が確定していないわけではありません。したがって、製造事業者の数によりますし、それからそれを実施してしまう状況が出てくるかといふ現実に生ずる状況にもよろづかと思います。他方、いろいろそれをチェックする側の都道府県でありますとか、そういう行政側の負担とかの問題もありますかと感ります。

そういうことを勘案しながら現実には対応していくことにならうかと思いますけれども、事のそれが起きないようにできるだけ期間をあけないで、例えばある一定の期間には周期的に回るような仕組み等も含めまして、十分計量行政審議会の

御意見も伺いながら対応してまいりたいと思っております。

○市川正一君 チェックの仕組みというのは、今いろいろお話を伺いましたが、それだけではなく、例えは私の提起した問題としては、指定製造事業者の社内の体制にまで行き届かせる必要があるんじやなかろうかと思うんです。例えば、計

量器の製造部門と検査部門がそれぞれ独立した権限を持つものにする。あえて申すならば、検査部門の権限が製造部門のそれよりもいわば強くなるというようなチエックシステム。あるいはまた、検査部門は自主検査にかかる問題については経営首脳部に対しても独自の発言権といいますか、そういうものを持つというような措置を視野に入れた、政令や省令をつくられる場合のそういう必要な配慮があつてもいいんじゃないかという、これは私の提起であります。いかがでございましょうか。

○政府委員(熊野英昭君) 先ほど申し上げましたように、指定製造事業者に係る指定につきましては、その製造する計量器の適正を担保するため、指定の際に、当該工場あるいは事業場における品質管理の方法が通商産業省令で定める基準に適合することということを第九十二条第二項で指定要件としているところでございます。

この中には、通商産業省令で定める品質管理の方法の内容としては、例えば製造工程ごとの製品の検査でありますとか、製品の最終検査のやり方でありますとか、そういうことを定めるわけでもありますけれども、それとともに、品質管理に関する組織や体制についても定めることを予定しているところでございます。

したがいまして、たゞま先生御指摘の社内体制のあり方、例えば検査部門を独立させるのも一案かと思います。一案かとは思いますが、それとも、いろんな対応の仕方があると思います。そういうことも含めまして、社内体制の整備というのにはこの省令上の重要なチエックポイントにしておりまますので、そういうものを活用しながら、品質管理

の方法が十分に行われるように対応してまいりたいと考えております。

○市川正一君 続いて伺いますが、今回の改正では検定や定期検査などを指定機関に委託できることになつておりますが、そこの公正、中立性をどのように確保するというお考えなのか、承りたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) 指定検定機関は、通商産業大臣の指定を受けて検定を行ふ民法上の公益法人でございます。したがつて、その指定については、適正な特定計量器の供給を確保するという検定制度の意義にかんがみまして、指定を受けようとする機関が、まず第一に、民法第三十四条の規定により設立されました公益法人であつて、その役員または社員の構成が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと、第二十八条第三号の規定でございます。それから第二に、検査業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検定が不公正になるおそれがないこと、第二十八条第四号の規定でございます。それから、検査業務を適確かつ円滑に行ふに必要な経理的基礎を有すること、第二十八条第五号の規定でございます。こういつたものを指定の基準とされているところでございます。

それから、こういう基準で指定されました指定検定機関が、指定後におきましてこれらの指定の基準に適合しなくなつた場合には、当然のことでございますけれども、通商産業大臣が当該基準に適合するような必要な措置をとるべきことを命令することができます。それからまた、第三十八条の第四号に基づきまして、この命令に違反した場合は指定を取り消しができるような規定になります。

そのほか、指定検定機関に対しましては、検査業務に関する規定を定めまして、通商産業大臣の認可を受けることを義務づけておりますし、帳簿を備え、これを保存することも義務づけておりまます。さらに、役員の選任、解任については、通商

産業大臣の認可を受ける必要があることになつております。等々によりまして、指定検定機関の公正性、中立性を十分に担保することができるのではないかと考えております。

○市川正一君 もう一つ大事な問題と私思うのは、今回の法改正で、計量業務を担当してきた工業技術院の計量研究所、これは大阪と九州、それから中部、各センターを含みますけれども、そのほか各都道府県の計量検定所、特定市町村の計量検査所、こういうところの業務にも影響が出てくると思うんです。業務にはどういうふうな変化をもたらすんだろうか、その御認識をひとつ承りました。

○政府委員(熊野英昭君) 先ほど来御議論いたしましたように、今回の法改正におきまして、一定水準の計量管理技術を有する製造事業者に対する検定事業者制度という制度を導入することによつて検定を免除するという仕組みを導入することになつております。例えは、こういうことによりまして検定業務については一部合理化が図られるところがございます。他方、一方におきまして、精密計量に対応した計量標準の供給業務でありますとか、あるいはその指定製造事業者に対しまして指定に当たつての、先ほど御紹介申し上げましたような検査業務等いろいろ新たな行政ニーズに対応した業務が拡充されることがあります。したがいまして、全体としては、最近における新しい計量分野での技術の発展、あるいはそれに即応した行政ニーズに対応できるような適切な行政体制になるのではないかと思いま

す。

ただ一口に計量行政にかかる行政関係機関と申し上げましても、通産省の工業技術院にございます計量研究所、あるいは日本電気計器検定所あるいは都道府県、それぞれ役割、立場が少しずつ違いますから、必ずしも一概に論することはできませんけれども、總じて申し上げますと、先ほど申し上げましたように、全体として新しい計量分野における行政ニーズに対応した効率

的な体制をつくつていくべきであろうと思つております。

○市川正一君 その場合に、計量研究所について申しますと、工業技術院傘下の試験研究機関の再編成問題も別途抱えておりますし、地方自治体の検定所や検査所の体制も今回の法改正で大きく変更される可能性もうかがわれます。これらの計量行政機関の将来展望を私はこの際明確にしていく必要があると思います。

そこで、業務量が減れば人員削減、業務内容が変われば配置がえ、転勤などということも予想はされますけれども、対応について十分検討されているかどうか。少なくとも、今回の改正で職を失うようなことがあつてはならないし、新しい仕事につくとしても十分な準備や養成の期間や手だてが必要だと思うんです。これは非常に関心が関係者の間で持たれるところでありますので、機情局长及び公益事業部長の対応をこの際確認をさせておきたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) 繰り返しになつて大変恐縮でございますけれども、今回の法改正で、一定の品質管理能力を有する製造事業者に自己認証を行う指定製造事業者制度を導入することにしております。これに伴いまして、検定という業務がある程度合理化されることはそのとおりだらうと思います。しかしながら他方におきまして、精密計量に対応した計量標準の供給業務といったふうなものを新しく例えれば指定校正機関として対応するところもござりますし、逆に計量研のような場合には、研究業務に追われて必ずしも十分にこたえることができなくなつておりますので、新たに例えば日電検のようないい指定校正機関として活用する必要もあるつかと思ひます。

それから、指定製造事業者制度によって、その事前のための検査でありますとか新たな行政のニーズも出てくるわけであります。したがいまして、こういうそれぞれの計量関係の行政機関によって少しすつある立場は違うと思いますけれども、単なる業務の合理化ということでは

なくて、むしろ全体として業務の効率化を図り、分担を合理的に行い、国、それから国に準ずる機関、それから都道府県あるいは民間の公益法人等々で仕事を合理的に効率化を図つていくといいます。

ただ、今回の指定製造事業者制度の導入に当たりましては、いろいろ右から左にいうことにも問題があつうかと思いまして、計量器ごとに五年を限度といたしまして準備期間を設けることとしております。それで制度改正に対する関係機関の円滑な対応がこの期間に可能となるよう、そういう配慮もしているところでございます。

○政府委員(川田洋輝君) 日本電気計器検定所について申し上げます。

この検定所は、これまで電気計量の検定等の業務でございますが、この業務の実施を通じまして世界でも有数の電気計器関連の技術研究レベルを達成するに至つているというよう私ども認識をいたしております。一方、計量器のエレクトロニクス化が進んでおりまして、この検定所の有しては現在あるものがもうその必要性がなくなる、あるいはこれからまた新しいそういう規制対象の特徴を示されておりますが、何が綱紀に照らして問題であったのか、また今後どう綱紀を腐敗されようとしておられるのか、この際、大臣の決意をお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(渡部恒三君) 対応についてはお褒めをいただいてありがとうございます。

今お尋ねの雑誌「論際」の平成三年度新春号に掲載の座談会に関連して、協力金への言及がなされたなどの不適切な文書が発出されたことは賛成であったと私は考えます。通産省では、他に二度とこのようないいことがあります。こういうことで四月六日に次官を委員長とする綱紀問題委員会を開催して、座談会、講演などに出席する場合の文書による上司の了解制などのルールを作成いたしました。今後は、本ルールに従つて、まさに行政は常に公正であり公平でなければなりませんから、一層厳正な綱紀の保持に努めてまいる決意でございます。

○市川正一君 他の省庁に比べてといふことを申し上げたとおりでございます。重要なことは、臭い物にふた式にあいまいにするんじやなしに、事実は事実としてはつきりさせなければならぬと思ひます。

○市川正一君 以上、質疑の中でも触れましたけ

るが確保され保証されることが強く求められています。

そこで伺いたいんですが、最近、社会的な問題になりました雑誌「論際」をめぐる事件に関連して、通産省はこの座談会に出席したり企業に広告出稿を要請したことなどに対し、六日、綱紀問題委員会を開き綱紀処正を決めた、こう承知しております。渡部通産大臣も記者会見その他で陳謝表明をなさるなど、ほかの省庁と比べる中ではいち早い対応を示されておりますが、何が綱紀に照らして問題であったのか、また今後どう綱紀を腐敗されようとしておられるのか、この際、大臣の決意をお伺いいたしたいと思います。

○古川太三郎君 一二、三の質問をさせていただきまます。

規制対象になる特定計量器ですけれども、これは現在あるものがもうその必要性がなくなる、あるいはこれからまた新しいそういう規制対象の特性が現れる場合に備えて、何が規制対象となりますかと定めたときの選定は、まず取引または証明に用いられる蓋然性の高い計量器、例えば電気とかガスとか水道のメーターのようなものでござりますけれども、そういうもの、それから主として一般消費者の生活の用に供される計量器としては、例えは血圧計、体温計などがあります。後者の一般消費者の生活の用に供される計量器としては、例えはヘルスマーター、あるいはキッズスケールといったふうなものが考えられるところでございます。

具体的には、これらを政令で個別品目を規定することとしております。第二条第四項の規定でござりますけれども、この政令の制定に際しましては、計量器のそれぞれの特性でありますとか使用実態について十分な検討を行つた上で、どの品目を特定計量器とするか決定することにしたいと考えております。

○古川太三郎君 私は、その選定する基準をどのようないいますか、変えていく場合に、民主的

にだれが見てもこれは納得するんだというようなことがあります。その場合に、公正で厳正な運

○政府委員(熊野英昭君) 改正法の中に新たに設けました指定製造事業者制度でありますとか、あるいは指定検定機関制度でありますとか、いろいろなものの運用に当たりましては、社会の不信を万が一にも招くことのないように法の厳正な運用に最大限の配慮と努力をしてまいりたいと考えております。

○古川太三郎君 一二、三の質問をさせていただきまます。

規制対象になる特定計量器ですけれども、これは現在あるものがもうその必要性がなくなる、あるいはこれからまた新しいそういう規制対象の特性が現れる場合に備えて、何が規制対象となりますかと定めたときの選定は、まず取引または証明に用いられる蓋然性の高い計量器、例えば電気とかガスとか水道のメーターのようなものでござりますけれども、そういうもの、それから主として一般消費者の生活の用に供される計量器としては、例えは血圧計、体温計などがあります。後者の一般消費者の生活の用に供される計量器としては、例えはヘルスマーター、あるいはキッズスケールといったふうなものが考えられるところでございます。

具体的には、これらを政令で個別品目を規定することとしております。第二条第四項の規定でござりますけれども、この政令の制定に際しましては、計量器のそれぞれの特性でありますとか使用実態について十分な検討を行つた上で、どの品目を特定計量器とするか決定することにしたいと考えております。

○古川太三郎君 私は、その選定する基準をどのようないいますか、変えていく場合に、民主的

にだれが見てもこれは納得するんだというような

形で変えていけるものかどうか。

これは例としては非常に適切でないかもしれませんけれども、今の印鑑証明のことですけれども、自分を証明するのにいまだに何ら自分とは関係ない印鑑で証明してしまった。こういったことは本当はもう変えていいんじゃないか、そういう気持ちもあるわけなんです。ましてや、今時代が進歩していくいろいろの計器もできてきた。声紋であろうがあるは指紋であろうが、あるいはサインでしょうか、こういったものは、自分で本当に証明できるような科学的なものも持っている。しかし、印鑑証明なんというのはいまだにそういう本当にいいのかなと、むしろ偽造されるようなものが残っている。一たんこうやって決められると、そななかな変化していかないというのが今の現状だと思うんです。

こういうことも一たん決められると、業者の圧力といいますか、業界の利害が非常に恐らく出てくるだろうと。そういう関係で、そういうものを本当に排除しながら国民が要求するようなものに変えていけるシステムがあるのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) 特定計量器の対象の基本的規定は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、この選定は大変技術的あるいは専門的な分野にも及びますし、それから計量器の使用状況等に応じて適時適切に対応していく必要もございます。ただいま先生御指摘のとおり、そのときの状況に合わせて削除するものはむしろも削除していく、それで新しい状況に対応して追加すべきものは追加するという適時適切な対応が必要なわけであります。そういう意味で、政令でこれを定めることさせさせていただいているわけあります。

そこで、その政令で定めるに当たりましては、しかしながら万が一にも恣意的になるようなことがあつてはいけませんので、広く関係の学識経験者の御意見を聞くということで、この特定計量器を定める政令の制定とかあるいは改廃の決断をします。

ようとする際には、あらかじめ計量行政審議会に諮問しなければならないということです。法第百五十七条第一号の規定でございますけれども、法定諮問においては、特定計量器の選定につきましては、広く関係者の御意見も聞き、また逆に特定の業界の利害が反映されたりすることのないように十分なシステムを考えているところでございます。

○古川太三郎君 いま一つ、指定検定機関の検定について、その手数料なんですかけれども、一たんこの手数料が決められると、なかなか恐らく低くなつていかない。特にその検定機関が公益法人というような形になりますと、これは半独占的になる。本当はこういう検定というのは、今までの目視ではなくて、どんどん機械化されていく、スピードも出る。こういうふうなことで非常に私は原価が安くなつてくるだろうと思うんですけれども、何といいますか、運輸省が航路を認可して運賃を決めてしまうような形で、なかなか下がらない。私は、こういうものはむしろ合理化ができる部分だと思つんですが、先ほど同僚議員からのお話もありましたように、これを合理化することによってまたその従業員の方が非常に迷惑をこうむるとかいうようなこともござります。それがなかなかしにくいやうで合理化ができないようじや困ると思うんですが、そこら辺のことはどのようになつていますか。

○政府委員(熊野英昭君) 指定検定機関の検定手数料につきましては、業務規程の記載事項ということで通商産業大臣の認可の対象としているところです。したがいまして、指定検定機関が不正に手数料を高くすることはできないようになります。

私どもいたしましても、業務規程等の認可に当たりましては、その手数料の額が実費に比較いたしまして適正なものであるかどうかを十分にそろどきの実費に対応して慎重に検討いたしまして、ユーザーが不正に不利益をこうむることがありますけれども、また過度の規制は行政の不

ないように対応していくことはもちろんあると

思っております。他方、今回の指定検定機関の制

度の拡大等に伴いまして、検定機関とそれから都道府県でありますとか、ある程度の競争関係と申しますか、完全な独占でない分野もやがて出てくることによつて、ただいま先生御指摘のようないかごとくことを期待しているわけでございます。

○古川太三郎君 最後に、大臣にお聞きしたいと思いますが、この計量器の規制ですかけれども、通産省では九〇年のビジョンとして、基本姿勢といいますか、自己責任の原則というものを明確に打ち出しています。この計量器の規制は、確かに国民の非常に利益になることではございます

す。

○委員長(岩本政光君) 他に御発言もないよう

ですから、質疑は終局したものと認めます。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(岩本政光君) 速記を起つてください。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(岩本政光君) 計量法案に賛成の方の挙手願います。

○委員長(岩本政光君) 速記を起つてください。

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○福間知之君 私は、ただいま可決されました計量法案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共産党、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○福間知之君 私は、ただいま可決されました計量法案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共産党、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○福間知之君 計量法案に対する附帯決議(案)

一 計量法の運用に当たっては、国民生活等への適切な措置を講ずるべきである。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点につい

て考慮すべき事項を列挙する。

二 「指定製造事業者」制度の導入に当たつては、既存の検定所、ユーザー等に与える影響及び一般消費者の利益保護に十分配慮することと、また、外国製造事業者への適用に際しては、制度の理解についてそこを来さないよう

努めること。

三 「指定検定機関」、「指定定期検査機関」等の指定に当たっては、公正・公平な業務が確保されるよう努めること。

四 型式承認、検定の有効期間及び定期検査の周期の設定に当たっては、計量器の適正な機能の維持、消費者の利益保護に十分配慮すること。

五 計量法の適正な運用を図るため、立入検査、各種改善命令・適合命令及び報告徴収等適性化措置の積極的な活用に努めること。

右、決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(岩本政光君) ただいま福間君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。

○委員長(岩本政光君) ただいま御決議のあり

ます。発言を認められておりませんので、この際、これを許します。渡部通商産業大臣。

○國務大臣(渡部恒三君) ただいま御決議のありました附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩本政光君) 全会一致と認めます。

よつて、福間君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(岩本政光君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本政光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩本政光君) この際、委員の異動につ

いて御報告いたします。

本日、梶原敬義君が委員を辞任され、その補欠として山田健一君が選任されました。

であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、鉱害防止事業に関する基本方針の策定

策特別措置法の一部を改正する法律案及び特定債権等に係る事業の規制に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

○國務大臣(渡部恒三君) 金属鉱業等鉱害対策特

別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

の保護を図るため、今般、本法律案を提案いたしました。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、リース・クレジット会社等の特定事業者による債権譲渡について、当該債権譲渡計画の届け出及び第三者対抗要件の具備を義務づける等投資者保護のための所要の規制を行うこととしております。

第二に、特定事業者等から特定債権等を譲り受けたことを行使する特定債権等譲受業者について、開業時の許可制を導入し、不適格者の参入を排除するとともに、兼業の制限、資産運用の制限、合併・事業譲渡の認可等投資者保護のため、所要の規制を行うこととしております。

第三に、小口債権を販売する小口債権販売業者について、特定債権等譲受業者と同様、開業時の許可制を導入し、不適格者の参入を排除するとともに、顧客に対する書面の交付義務等投資者保護のため、所要の規制を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

第一に、リース・クレジット会社等の特定事業者による債権譲渡について、当該債権譲渡計画の届け出及び第三者対抗要件の具備を義務づける等投資者保護のための所要の規制を行うこととしております。

第二に、特定事業者等から特定債権等を譲り受けたことを行使する特定債権等譲受業者について、開業時の許可制を導入し、不適格者の参入を排除するとともに、兼業の制限、資産運用の制限、合併・事業譲渡の認可等投資者保護のため、所要の規制を行うこととしております。

第三に、小口債権を販売する小口債権販売業者について、特定債権等譲受業者と同様、開業時の許可制を導入し、不適格者の参入を排除するとともに、顧客に対する書面の交付義務等投資者保護のため、所要の規制を行うこととしております。